

長崎県立大学において 労働法制講義を行いました！

長崎県立大学（佐世保市）において、令和2年12月2日（水）に2年生以上140名、同月9日（水）に1年生478名の学生に対して、長崎労働局長及び雇用環境・均等室長が講義を実施しました。

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度から実施しています。

講義では、基礎的な労働法の知識として、「労働契約」を始めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

なお、講義後のアンケートでは、ほとんどの受講者の方から参考になったと回答をいただきました。

また、興味を持った講義内容は多い順に、「労働契約」について16.5%、「給料」について15.6%、「有給休暇」について13.4%、「採用内定」について12.3%、「就業規則」について10.1%でした。

最後に、長崎労働局は今後も県内の大学等と連携して、大学生等に対する労働関係法令等の積極的な周知・啓発に努めます。



（右：長崎県立大学 稲永理事長 左：長崎労働局 瀧ヶ平局長）



《受講生の感想》

- ★ （法律を）知らなければ「そういうものなんだ」と思い込んでしまうかもしれない。今回学ぶことができてよかった。
- ★ 現在アルバイトをしているが、労働契約書はもらっていない。初めてアルバイトをする人は何も知らないの、大学生の最初にこのような講義を受けられる機会があればいいと思った。